

町田市指導監査基準（居宅介護支援）

○根拠法令

「法」＝ 介護保険法（平成9年法律第123号）

「法施行規則」＝ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「市条例」＝ 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年町田市条例第6号）

「解釈通知」＝ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

「報酬告示」＝ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第20号）

「留意事項」＝ 指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第1 基本方針	1 基本方針	法第80条第1項	
	(1) 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われているか。	市条例第3条第1項 解釈通知第2の1	C
	(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	市条例第3条第2項 解釈通知第2の1	C
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。	市条例第3条第3項 解釈通知第2の1	C
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町田市（以下「市」という。）、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。	市条例第3条第4項 解釈通知第2の1	B
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	市条例第3条第5項	C
	(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第180条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	市条例第3条第6項 解釈通知第2の3(1)	B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
第2 人員に関する基準	1 従業者の員数	法第81条第1項	
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤の者を、利用者の数（指定介護予防支援の利用者がいる場合にあっては、当該事業所の指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業の指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次の（2）において同じ）が44人又はその端数を増すごとに1人以上置いているか。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。	市条例第5条第2項 解釈通知第2の2(1)	C
	(2) (1)の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（「ケアプランデータ連携システム」をいう。）を利用し、かつ事務職員を配置している場合における（1）の介護支援専門員の数は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1人以上置いているか。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。	市条例第5条第3項 解釈通知第2の2(1)	C
	(3) 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。	解釈通知第2の2(1)	C
	2 管理者		
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	市条例第6条第1項	C
第3 運営に関する基準	(2) 管理者は、法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員であるか。 ※ 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する。	市条例第6条第2項 解釈通知第2の2(2)	C
	(3) 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。 ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 ① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ② 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	市条例第6条第3項 解釈通知第2の2(2)	C
	(4) 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。	解釈通知第2の2(2)	C
	1 内容及び手続の説明及び同意	法第81条第2項	
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ	市条例第7条第1項 解釈通知第2の3(2)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	る重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が市条例第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。併せて、居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて、利用申込者から署名を得ることが望ましい。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下（3）において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めているか。 (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。 (5) 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、（1）の規定による文書の交付に代えて、（7）に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下（8）まで「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された（1）に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにそ	市条例第7条第2項 解釈通知第2の3(2) 市条例第7条第3項 解釈通知第2の3(2) 市条例第7条第4項 市条例第7条第5項	C B C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	の旨を記録する方法) ② 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに（１）に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 （６）上記（５）に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。 （７）指定居宅介護支援事業者は、（５）の規定により（１）に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ① （５）に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 （８）（７）に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、（１）に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。 2 提供拒否の禁止 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んでいないか。 3 サービス提供困難時の対応 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。 4 受給資格等の確認 （１）指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 （２）指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供するように努めているか。	市条例第 7 条第 6 項 市条例第 7 条第 7 項 市条例第 7 条第 8 項 市条例第 8 条 解釈通知第 2 の 3(3) 市条例第 9 条 市条例第 10 条 法第 80 条第 2 項	C C C C C C B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行っているか。 6 身分を証する書類の携行 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 7 利用料等の受領 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行った場合には、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けていないか。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、法施行規則第78条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に、指定居宅介護支援について、利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	市条例第11条第1項 解釈通知第2の3(4)① 市条例第11条第2項 解釈通知第2の3(4)② 市条例第11条第3項 解釈通知第2の3(4)③ 市条例第12条 解釈通知第2の3(5) 市条例第13条第1項 解釈通知第2の3(6)① 市条例第13条第2項 解釈通知第2の3(6)② 市条例第13条第3項 解釈通知第2の3(6)③ 法第46条第7項（第41条第8項準用） 法施行規則第78条 法施行規則第78条	C C C B又はC C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	8 保険給付の請求のための証明書の交付 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。 9 指定居宅介護支援の基本取扱方針 (1) 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 指定居宅介護支援の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。 (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も居宅サービス計画に含めるよう努めているか。 (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資	市条例第 14 条 解釈通知第 2 の 3(7) 市条例第 15 条第 1 項 市条例第 15 条第 2 項 市条例第 16 条第 1 号 解釈通知第 2 の 3(8)① 市条例第 16 条第 2 号 解釈通知第 2 の 3(8)② 市条例第 16 条第 2 号の 2 解釈通知第 2 の 3(8)③ 市条例第 16 条第 2 号の 3 解釈通知第 2 の 3(8)③ 市条例第 16 条第 3 号 解釈通知第 2 の 3(8)④ 市条例第 16 条第 4 号 解釈通知第 2 の 3(8)⑤ 市条例第 16 条第 5 号	B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しているか。また、課題分析の方法については、平成11年11月12日老企第29号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の別紙4の項目によっているか。 (9) 介護支援専門員は、(8)に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。また、当該アセスメントの結果について記録しているか。 (10) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 (11) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録しているか。 (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険	解釈通知第2の3(8)⑥ 市条例第16条第6号 解釈通知第2の3(8)⑦ 市条例第16条第7号 解釈通知第2の3(8)⑧ 市条例第16条第8号 解釈通知第2の3(8)⑨ 市条例第16条第9号 解釈通知第2の3(8)⑩ 市条例第16条第10号	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。 (14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。 (15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 (16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。 (17) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、次に掲げるところにより行っているか。 ① 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して1月に1回、利用者に面接すること。 ② ①の規定による面接は、原則、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができること。 イ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ロ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者の心身の状況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (18) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に	解釈通知第2の3(8)⑪ 市条例第16条第11号 解釈通知第2の3(8)⑫ 市条例第16条第12号 解釈通知第2の3(8)⑬ 市条例第16条第13号 解釈通知第2の3(8)⑭ 市条例第16条第14号 解釈通知第2の3(8)⑮ 市条例第16条第15号 解釈通知第2の3(8)⑯ 市条例第16条第16号	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	おいては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容を記録しているか。 (19) (5) から(14)までの規定は、(15)に規定する居宅サービス計画の変更について準用しているか。 (20) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望するときには、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求める等を行っているか。 (21) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。 (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が認めるものに限る。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ているか。 (23) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。 (24) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。 (25) (24) の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。	解釈通知第2の3(8)⑩ 市条例第16条第17号 解釈通知第2の3(8)⑪ 市条例第16条第18号 解釈通知第2の3(8)⑫ 市条例第16条第19号 解釈通知第2の3(8)⑬ 市条例第16条第20号 解釈通知第2の3(8)⑭ 市条例第16条第21号 解釈通知第2の3(8)⑮ 市条例第16条第22号 解釈通知第2の3(8)⑯ 市条例第16条第23号 解釈通知第2の3(8)⑰	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。 (27) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められるときを除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。 (28) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しているか。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。 (29) 介護支援専門員は、対象福祉用具を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、(7)に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しているか。 (30) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。 (31) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同条第1項の規定による居宅サービス若しくは地域密着型サービス種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。 (32) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。 (33) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。 (34) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する	市条例第16条第24号 解釈通知第2の3(8)② 市条例第16条第25号 解釈通知第2の3(8)③ 市条例第16条第26号 解釈通知第2の3(8)④ 市条例第16条第26号 解釈通知第2の3(8)④ 市条例第16条第27号 解釈通知第2の3(8)④ 市条例第16条第28号 解釈通知第2の3(8)⑤ 市条例第16条第29号 解釈通知第2の3(8)⑥ 市条例第16条第30号 解釈通知第2の3(8)⑦ 市条例第16条第31号	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	会議（地域ケア会議）から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。 11 法定代理受領サービスに係る報告 （1）指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。 （2）指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しているか。 12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 13 利用者に関する市への通知 指定居宅介護支援事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 14 管理者の責務 （1）管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 （2）管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	解釈通知第2の3(8)㉔ 市条例第17条第1項 解釈通知第2の3(9)① 市条例第17条第2項 解釈通知第2の3(9)② 市条例第18条 解釈通知第2の3(10) 市条例第19条 解釈通知第2の3(11) 市条例第20条第1項 解釈通知第2の3(12) 市条例第20条第2項 解釈通知第2の3(12)	B又はC C B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	15 運営規程 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項 16 勤務体制の確保等 (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員によって指定居宅介護支援を提供しているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 (4) 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 17 業務継続計画の策定等 (1) 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、	市条例第 21 条 解釈通知第 2 の 3(13) 市条例第 22 条第 1 項 解釈通知第 2 の 3(14)① 市条例第 22 条第 2 項 解釈通知第 2 の 3(14)② 市条例第 22 条第 3 項 解釈通知第 2 の 3(14)③ 市条例第 22 条第 4 項 解釈通知第 2 の 3(14)④ 市条例第 22 条の 2 第 1 項 解釈通知第 2 の 3(15)② 市条例第 22 条の 2 第 2 項	C B 又は C C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 18 設備及び備品等 (1) 指定居宅介護支援事業所には、事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (2) 指定居宅介護支援事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切な設備として、相談、サービス担当者会議等に対応するための相談室またはパーテーション等により設けた相談スペースを確保しているか。 19 従業者の健康管理等 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 21 掲示 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	解釈通知第2の3(15)①、③及び④ 市条例第22条の2第3項 解釈通知第2の3(15)② 市条例第23条 解釈通知第2の3(16)①及び③ 解釈通知第2の3(16)② 市条例第24条 市条例第24条の2 解釈通知第2の3(17) 市条例第25条第1項 解釈通知第2の3(18)①	B又はC B又はC B又はC B又はC C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 22 秘密保持等 (1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 23 広告 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 24 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 (1) 指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。また、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示をしていないか。 (2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていないか。 (3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者	市条例第 25 条第 2 項 解釈通知第 2 の 3(18)② 市条例第 25 条第 3 項 解釈通知第 2 の 3(18)① 市条例第 26 条第 1 項 解釈通知第 2 の 3(19)① 市条例第 26 条第 2 項 解釈通知第 2 の 3(19)② 市条例第 26 条第 3 項 解釈通知第 2 の 3(19)③ 市条例第 27 条 市条例第 28 条第 1 項 解釈通知第 2 の 3(20)① 市条例第 28 条第 2 項 解釈通知第 2 の 3(20)② 市条例第 28 条第 3 項	C C C C B又はC C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 25 苦情処理 (1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（以下「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。また、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載しているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、自らが提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しているか。 (5) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。 (6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 26 事故発生時の対応 (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての	解釈通知第2の3(20)③ 市条例第29条第1項 解釈通知第2の3(21)①及び④ 市条例第29条第2項 解釈通知第2の3(21)② 市条例第29条第3項 解釈通知第2の3(21)③ 市条例第29条第4項 市条例第29条第5項 市条例第29条第6項 市条例第29条第7項 市条例第30条第1項及び第2項	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行っているか。 (3) 指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 27 虐待の防止 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 28 会計の区分 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 29 記録の整備 (1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 市条例第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 イ 居宅サービス計画 ロ 市条例第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ハ 市条例第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 ニ 市条例第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録 ③ 市条例第16条第2号の3に規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	解釈通知第2の3(22)① 市条例第30条第3項 解釈通知第2の3(22)② 解釈通知第2の3(22)③ 市条例第30条の2 解釈通知第2の3(23) 市条例第31条 解釈通知第2の3(24) 市条例第32条第1項 市条例第32条第2項	B又はC B又はC C B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第 4 変更の届出 等	④ 市条例第 19 条に規定する市への通知に係る記録 ⑤ 市条例第 29 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 市条例第 30 条第 2 項の規定による事故の状況及び処置についての記録 30 電磁的記録等 (1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、市条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項目において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（市条例第 10 条（第 33 条において準用する場合を含む。）及び第 16 条第 28 号（第 33 条において準用する場合を含む。）並びに（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 (2) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、市条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	市条例第 34 条第 1 項 解釈通知第 2 の 5(1) 市条例第 34 条第 2 項 解釈通知第 2 の 5(2)	
	1 変更の届出等 (1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 (2) 指定居宅介護支援事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第 82 条第 1 項 法施行規則第 133 条第 1 項及び第 2 項 法第 82 条第 2 項 法施行規則第 133 条第 3 項	B 又は C B 又は C
	第 5 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項 (1) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 20 号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定しているか。 (2) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に定める 1 単位の単価に（1）の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	報酬告示の一 報酬告示の二	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(3) (1) 及び (2) により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	報酬告示の三	C
	(4) 居宅介護支援費(Ⅰ)から(Ⅲ)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市(審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。 (Ⅰ) 指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、法第115条の22第1項の規定に基づく指定を受けて、又は指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が45未満である場合又は、45以上である場合において、45未満の部分 (Ⅱ) 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分 (Ⅲ) 取扱件数が60以上である場合において、60以上の部分	報酬告示別表イ注1	C
	(5) 居宅介護支援費(Ⅱ)については、ケアプランデータ連携システムの利用並びに事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。 (Ⅰ) 取扱件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分 (Ⅱ) 取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分 (Ⅲ) 取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	報酬告示別表イ注2	C
	(6) サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、居宅介護支援費を請求していないか。ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(以下「病院等」という。)から退院または退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理表の作成など、請求に当たって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。 2 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第27条の2に規定する基準に適	留意事項第3の5 報酬告示別表イ注3 留意事項第3の8 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十二の二	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	合していること。 （虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催している、虐待の防止のための指針を整備している、虐待の防止のための定期的な研修を実施している、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いている。） 3 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第19条の2第1項に規定する基準に適合していること。 （業務継続計画を策定している。） 4 同一敷地内建物等減算 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 5 運営基準減算 （1）別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定しているか。また、運営基準減算が2月以上継続している場合に、所定単位数を算定していないか。 【厚生労働大臣が定める基準】 ア 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。 イ 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、 ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。 ② サービス担当者会議の開催等を行っていない。 ③ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。 ウ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議を行っていない。	報酬告示別表イ注4 留意事項第3の9 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十二の三 報酬告示別表イ注5 留意事項第3の10 報酬告示別表イ注6 留意事項第3の6 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十二	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	① 居宅サービス計画を新規に作成した場合 ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 エ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たって、 ① 当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない。 a 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 b 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。 i テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ii サービス担当者会議等において、利用者の心身の状態が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること及び介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けることについて、主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。 6 特別地域居宅介護支援加算 厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか 7 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 8 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利	報酬告示別表イ注7 平成24年厚生労働省告示第120号「厚生労働大臣が定める地域」 報酬告示別表イ注8 留意事項第3の11 平成21年厚生労働省告示第83号「厚生労働大臣が定める地域」一 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」四十六 報酬告示別表イ注9	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 9 特定事業所集中減算 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1 月につき 200 単位を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という。）、指定地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が 100 分の 80 を超えていること。 10 サービス種類相互間の算定関係 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費を算定していないか。 11 初回加算 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合にその他別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。また、運営基準減算に該当する場合は、算定していないか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれかが該当している場合 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 12 特定事業所加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、次に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	平成 21 年厚生労働省告示第 83 号「厚生労働大臣が定める地域」二 報酬告示別表イ注 10 留意事項第 3 の 13 平成 27 年厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」八十三 報酬告示別表イ注 11 報酬告示別表ロ注 留意事項第 3 の 12 平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」五十六 報酬告示別表ハ注 留意事項第 3 の 14	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	イ 特定事業所加算（Ⅰ） 519 単位 ロ 特定事業所加算（Ⅱ） 421 単位 ハ 特定事業所加算（Ⅲ） 323 単位 ニ 特定事業所加算（A） 114 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 （１）特定事業所加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。 ④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること。 ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満であること。 ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。 ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 ⑬ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスを	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十四	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	いう。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。 (2) 特定事業所加算 (Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 ① (1)の②、③、④及び⑥から⑬までの基準に適合すること。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置すること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 (3) 特定事業所加算 (Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。 ① (1)の③、④及び⑥から⑬までの基準に適合すること。 ② (2)の②に適合すること。 ③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置すること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 (4) 特定事業所加算 (A) 次のいずれにも適合すること。 ① (1)の③、④及び⑥から⑬までの基準に適合すること。 ② (2)の②に適合すること。 ③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置すること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 ④ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法(当該指定居宅介護支援事業所の従業者の勤務延時間数を当該指定居宅介護支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定居宅介護支援事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。)で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所(1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該連携先の居宅介護支援事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	13 特定事業所医療介護連携加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。 ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（退院・退所加算のイからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。）の合計が35回以上であること。 ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 ③ 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していること。 14 入院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 250 単位 ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 200 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（イに規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む）に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	報酬告示別表ニ注 留意事項第3の15 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十四の二 報酬告示別表ホ注 留意事項第3の16 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十五	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	15 退院・退所加算 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人保険施設に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設サービス入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。 イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 450 単位 ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600 単位 ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 600 単位 ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750 単位 ホ 退院・退所加算（Ⅲ） 900 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。 ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。 ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。 ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 ホ 退院・退所加算（Ⅲ） 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 16 通院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同	報酬告示別表へ注 留意事項第3の17 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十五の二 報酬告示別表ト注	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
	席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 17 緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、利用者に1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算しているか。 18 ターミナルケアマネジメント加算 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。 19 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合は、第5の1から18までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	留意事項第3の18 報酬告示別表チ注 留意事項第3の19 報酬告示別表リ注 留意事項第3の20 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十五の三 報酬告示別表ヌ注 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」八十五の四 留意事項第3の21	C C C